

## パブリックコメント手続実施要項

名称	富士河口湖町宿泊税制度（案）
パブリックコメント手続実施の目的	<p>『富士河口湖町観光立町推進条例』に掲げる観光立町を実現するためには、さらなる観光施策の充実が求められています。新たに生じる観光ニーズや価値観の多様化・変化に対応していくためには、受入環境の整備や観光事業の強化など、さまざまな課題に取り組み、観光地としての魅力を一層高めていくことが必要です。</p> <p>これらの課題を解消し、国内外からの来訪や交流の促進を図るとともに、持続的な観光振興を推進するための新たな観光振興財源として、宿泊税の導入に向けた調査・検討を行うことを目的に、宿泊税検討委員会を設置しました。同委員会における審議を経て、令和8年1月15日に「宿泊税制度を早急に導入するように」との答申を受けています。</p> <p>つきましては、富士河口湖町における宿泊税制度（案）について、広く町民の皆さまからご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。</p>
実施部局名	観光課
問合せ先	（電話：0555-72-3168 ファクス：0555-72-0969）
公表内容	(1) 富士河口湖町宿泊税制度(案)について
骨子(案)の閲覧方法と閲覧場所	(1) 町ホームページ (2) 町役場観光課窓口及び各出張所 (2) における受付時間は、役場開庁日の8時45分から17時15分まで（12時00分～13時00分を除く）
意見等の提出期間	令和8年(2026年)1月22日から令和8年(2026年)2月5日まで (郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所にある専用の投稿箱への提出 (2) 郵便による送付 〒401-0392 富士河口湖町船津1700番地 観光課

	<p>(3) ファクスによる送付（ファクス 0555-72-0969） (4) 電子メールによる送付 (Email : kankoo@town.fujikawaguchi.lg.jp) 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。（自由な形式で提出していただいてもかまいませんが、後述する必要記載事項については必ずご記載ください。） ※電話での意見はお受けできませんので、ご了承ください。</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本町にお住まいのかた (2) 本町に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本町にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本町にある学校に在学しているかた (5) 本町に対して納税義務を有しているかた (6) 上記（1）から（5）に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(イ) 意見を提出しようとする素案の名称 (口) 氏名及び住所：上記の「意見等を提出できるかた」のうち (2) から (4) に該当するかたにあっては、名称及び所在地 (6) に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局の所在地 (ハ) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び町の考え方の公表方法	<p>お寄せいただいた意見等については、類似のものを集約した上で、その意見に対する町の考え方と対応を含めて、町 HP で公表します。 (公表時期は令和 8 年 2 月中旬頃を予定しています) 意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。</p>

### 【注意】

※この手続きは、政策などの案をより良いものにするために、みなさまから意見を募集して、その意見を参考にするもので、賛成・反対の意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票のような手続きではありません。

※募集期間に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ・個人や特定団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ・個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ・公序良俗に反するもの
  - ・営業活動等営利を目的としたもの